

## 第4期朝霞市地域福祉計画（案）について（概要）

### 1 計画の期間

令和3年度～令和7年度 5年間

### 2 主なポイント

- 平成30年に社会福祉法の一部改正が施行され、地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置づけられたことから、福祉に関する個別計画との整合性を保ちながら、地域福祉施策の基本的な方向性を示す。  
なお、市の最上位計画である第5次朝霞市総合計画との整合性は図っている。
- 国が進める「地域共生社会」では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参加し、つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがいとともに創っていく社会を目指すこととしている。
- 地域福祉を進めていくうえで社会福祉協議会（以下「社協という。」）の役割は重要であり、市と社協のそれぞれの特性を生かしながら、地域福祉を一体的に推進するため、社協が策定する地域福祉活動計画について、策定作業の過程から協働し、計画書自体も一体的に策定する。
- 平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が規定されたことから、本計画の一部に「朝霞市再犯防止推進計画」を位置付ける。（P8、P115 参照）
- SDGs の目標や理念を踏まえ、「誰一人取り残さない」地域社会の実現を目指すことを位置付ける。（P9 参照）

### 3 現状、課題の把握（P21～P50 参照）

地域福祉の現状、課題を把握するため、市民アンケート、若者アンケート、専門職アンケート、団体アンケート・ヒアリング、地域懇談会、パブリック・コメントを実施した。

### 4 基本理念（P52 参照）

#### 「支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち」

第3期地域福祉計画の基本理念を継承し、なお一層、市民、行政、団体等のすべての主体が、この基本理念を意識、発信、共有することにより、地域福祉を推進していくこととする。

## 5 基本目標・施策の方向性（P53、P54 参照）

基本理念を実現するために、基本目標を「仕組みづくり」、「心づくり」、「地域づくり」の3つの区分に分け、17の施策の方向性を定めた。

基本目標1 市民の暮らしを支える仕組みづくり

基本目標2 思いやりと支え合いの心づくり

基本目標3 安心して暮らしやすい地域づくり

17の施策の方向性のうち、新たに施策の方向性に位置づけたのは、「3保健医療・社会福祉サービスの充実」「4権利擁護の推進」「15外出・移動の支援」「16住まいの確保等への支援」「17再犯防止の推進」の5つである。

## 6 進行管理（P120 参照）

○計画の進捗状況は、「主な取組等」、「指標・目標」に基づいて管理する。

○計画の進捗状況の確認及び評価は、朝霞市地域福祉計画推進委員会で行う。